

議案第 130 号

伊賀市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正について

伊賀市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市スポーツ振興審議会に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条」に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 4 条第 4 項及び第 23 条」を「第 35 条」に、「振興」を「推進」に改め、同条第 7 号中「振興」を「推進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。